

## 蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市における子育てのしやすい環境づくり、高齢者の孤立防止及び人口減少対策を目的とした三世代による同居又は近居を促進するため、同居又は近居するために住宅を取得等する者に対し、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助事業の認定申請年度において中学生以下となる子（出産予定の胎児を含む。）をもつ世帯であって、補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯の親のどちらか一方又は両方の親の世帯であって、補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (3) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (4) 同居 子世帯と親世帯が同一敷地内に居住することをいう。
- (5) 近居 子世帯又は親世帯と隣接小学校区内又は直線距離で2km以内に居住することをいう。
- (6) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいう。
- (7) 住宅 一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）及び共同住宅並びに長屋をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号いずれかに該当する事業とする。

- (1) 子世帯と親世帯による三世代で新たに同居するために、蒲郡市立地適正化計画（平成31年7月1日策定）で定める居住誘導区域内において、住宅を新築、増築、改築、リフォーム又は購入する事業

- (2) 子世帯と親世帯による三世帯で新たに近居するために、蒲郡市立地適正化計画で定める居住誘導区域内において、住宅を新築又は購入する事業  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定申請日（第8条第2項に規定する認定申請を行う日をいう。以下同じ。）において、親世帯が3年以上継続して市内に居住していること。
- (2) 認定申請日前1年間、子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが、同居及び近居していないこと。
- (3) 認定申請日において、子世帯の親が45歳未満であること。
- (4) 認定申請日において、子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが市税（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが、蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 認定申請日において、その親世帯及び子世帯の関係で、別にこの要綱による補助金の認定申請を行い、又は認定を受けていないこと。

(補助対象建物)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象建物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (4) 認定申請日前にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる金額から次項に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 補助対象建物の新築、増築、改築又はリフォームに係る工事請負契約金額
  - (2) 補助対象建物の購入に係る売買契約金額
- 2 次に掲げる経費は、補助の対象となる金額から除くものとする。
- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
  - (2) 本市の他の補助金の補助対象となっている経費  
(補助金の交付額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、その限度額は、同居する場合にあっては50万円とし、近居する場合にあっては25万円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助対象建物が蒲郡市春日浦住宅地内において分譲地を新たに購入又は定期借地権を設定して新築するものであるときは、前項ただし書に定める限度額に10万円を加算した額を限度額とする。  
(補助事業の認定申請等)

第8条 申請者は、新築、増築、改築又はリフォームの場合にあっては工事請負契約前、購入にあっては売買契約前に、補助事業について市長の認定を受けなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による認定を受けようとするときは、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金補助事業認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 子世帯と親世帯の関係を証明する書類
  - (2) 親世帯が、市内に継続して3年以上居住していることを証明する書類
  - (3) 子世帯と親世帯に属する者のいずれもが、認定申請の日前1年間に同居及び近居の事実がないことを証明する書類
  - (4) 子世帯の親が45歳未満であることを証明する書類
  - (5) 子世帯に中学生以下の子がいることを証明する書類
  - (6) 子世帯に出生した子がいない場合は、出産予定が分かる書類
  - (7) 転入者にあっては、転入前の市町村における市町村税の滞納がないことを証明する書類
  - (8) 補助対象建物の位置図
  - (9) 補助対象建物の図面（工事を伴う場合は、工事図面）
  - (10) 補助対象建物の写真（工事を伴う場合は、着工前の写真）

- (1) 補助対象経費が分かる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、補助事業の認定を決定したときは、蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金補助事業認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助事業を認定することが不適當であると認めるときは、速やかに事業を認定しない旨の決定をし、蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金補助事業不認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の認定条件等）

第9条 市長は、補助事業の認定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助事業の認定その他の必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関連法令を遵守すること。
- (3) 交付申請書の提出時において、子世帯の全員が、補助対象建物において同居又は近居していること。ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。
- (4) 交付決定後3年間継続して、申請者が補助対象建物に居住すること。ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。
- (5) 交付申請日前1年間において、子世帯の親及び同居又は近居する親世帯が、健康診断を受診していること。
- (6) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

2 前項第3号ただし書及び第4号ただし書に規定する市長が承認する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

（補助事業の変更及び廃止）

第10条 申請者が、補助事業の認定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を変更する場合 蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金補助事業変更申請書（第4号様式）

(2) 補助事業を廃止する場合 蒲郡市三世代同居・近居促進補助金補助事業廃止届（第5号様式）

2 市長は、前項の届出を受理した場合において、内容を審査し、補助事業の内容変更又は廃止を決定したときは、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金補助事業認定変更（廃止）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。  
（補助事業の認定取消し）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱の規定又は第8条の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金補助事業認定取消通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の開始期日等）

第12条 申請者は、第8条の規定による補助事業の認定を受けたときは、速やかに補助事業を開始しなければならない。

2 申請者は、第8条の規定による補助事業の認定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。

（補助金の交付申請等）

第13条 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象建物に居住し、改築又はリフォームにあつては工事、新築、増築又は購入にあつては所有権保存登記又は所有権移転登記がそれぞれ完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業を完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する契約書、図面、写真、支払を証明する書類のそれぞれの写し

- (2) 子世帯と親世帯それぞれの世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象建物の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であることを証明できる書類の写し
- (5) 子世帯の親及び同居又は近居する親世帯が、交付申請の日前1年間に健康診断を受診したことを証明できる書類の写し
- (6) 世帯の構成員の一部が同居又は近居できないときの理由書（第9条第1項第3号に該当する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、前条第1項に規定する蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、前条第2項に規定する蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して14日以内に蒲郡市三世帯同居・近居促進補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還等）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 申請者は、交付決定後3年以内に第9条第1項第4号ただし書に定める事由が発生した場合は、蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付状況変更承認願（第11号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実態確認）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、三世代同居又は近居の開始の日後3年間にわたって、毎年子世帯及び親世帯の居住実態を確認するものとし、申請者は、これに応じるものとする。

（書類の備付）

第18条 申請者は、当該補助金に係る証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 申請者が、平成31年4月1日から同年6月30日の間に事業に着手する場合における第8条第1項の適用については、「新築、増築、改築又はリフォームの場合にあっては工事請負契約前、購入にあっては売買契約前に」とあるのは「この要綱の施行後速やかに」とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付要綱による第1号様式、第4号様式、第5号様式、第8号様式、第10号様式及び第11号様式用の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。